

平成30年4月23日

佐賀県電器商業組合 組合員各位 様

佐賀県電器商業組合
理事長 松下 義孝
(公印省略)

「廃銅管・廃電線の引取り事業」要領のお知らせ

日頃は県商組運営にご協力、ご支援を頂き誠に有難うございます。
かねてから、ご利用頂いております「廃銅管・廃電線の引取り事業」につきまして下記の要領に致しますのでお知らせいたします。

記

1、要領

- ①回収依頼店が業者へ回収申込をする。
- ②業者が店を訪問し資源物を回収し持ち帰る。
- ③計測後業者が県組合事務所へ月纏めで料金を支払う。
- ③組合事務所は各店に指定の口座へ毎月25日頃送金する。
振込料金は支払い金額から差し引く。

2、回収料金支払い方法

I期	2月・3月分を	4月25日
II期	4月・5月分を	6月25日
III期	6月・7月分を	8月25日
IV期	8月・9月分を	10月25日
V期	10月・11月分を	12月25日
VI期	12月・1月分を	2月25日

3、回収申込方法

資源物引取り申込書を組合事務局へ送付する。

4、お願い

より高額な引取り価格となる為には

- ①廃銅管は純銅管とする。
断熱材をはがす、接続ニップルを取り外す、カップリングを外す、等で純粹の銅管のみとする。
 - ②廃電線は純銅線とする。
絶縁被服をはがす、等で純粹の銅線のみとする。
 - ③持ち込みの場合は、引取り単価が上がります。
- 上記以外の方法での排出の場合は、安い価格となります。

5、回収業者

大電産業 TEL 0952-53-1225 FAX 0952-53-1226

事務局 佐賀県電器商業組合事務所 佐賀市城内2丁目2-16
電話0952-22-9130 FAX0952-28-3921